

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	塩津 大輔
登録番号又は法人番号	1 1 2 6 0 5 7 4
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	行政書士塩津大手前総合事務所
事務所所在地	大阪府大阪市中央区谷町三丁目 1 番 24 号 エルデ大手前 708
処分年月日	令和 3 年 9 月 27 日
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	<p>行政書士法第 10 条、行政書士法施行規則第 7 条、会則第 40 条・第 43 条に違反した。</p> <p>（被処分者は、依頼者から受任した建設業知事許可更新申請業務について、報酬の授受はないものの、書類を受領しながら放置した。また、被処分者は、依頼者から受任した特定建設業の許可申請業務について、申請書は提出したものの、その後の必要な対応を行わなかった。さらに、依頼者から同時に受任した経営事項審査手続きについては、報酬の返金には応じたものの、その手続きを放置した。</p> <p>このような事実は、誠実に業務を行うべき行政書士の責務に違反し、行政書士の信用及び品位を害するものである。）</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 第 10 条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法施行規則 第 7 条（業務取扱の順序及び迅速処理） 行政書士は、正当な事由がない限り、依頼の順序に従って、すみやかにその業務を処理しなければならない。</p> <p>大阪府行政書士会会則 第 40 条（責務） 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実にその業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>第 43 条（業務の公正保持） 会員は公正、迅速にその業務を取り扱わねばならない。</p>